

# JVA REPORT

# 12

'15 DECEMBER  
NO.173

## MAIN REPORTS

- ビデオレンタル店実態調査 結果報告  
～貸出数量は減少ながらも貸出料金は上昇、平均売上は前年並に～
- TPP協定大筋合意と国内法整備のための  
著作権法改正の動向
- 2016年重要会議・行事日程

SCIENCE FICTIONS

LOVE STORY

EDUCATION

ANIMATION

ACTION

KIDS

MUSICAL

CONCERT

HOW-TO

TV SHOW

一般社団法人 **日本映像ソフト協会** 会報



ビデオレンタル店実態調査 結果報告 .....	2
TPP 協定大筋合意と国内法整備のための著作権法改正の動向 .....	5
第 348、349 回定例理事会開催報告 .....	7
2016 年重要会議・行事日程 .....	7
私的録画補償金精算金の分配について .....	8
中部地区レンタル店に対し啓発キャンペーンを実施 .....	8
第 10 回 e メディアセミナー開催報告 .....	8
NMRC、JASRAC との音楽配信使用料規程で合意 .....	8
2016 年度新入社員合同研修会開催のお知らせ .....	9
西日本合同賀詞交歓会のご案内 .....	9
Ultra HD Blu-ray 説明会を開催 .....	9
NEXT .....	10
不正商品対策協議会 .....	11
コンテンツ海外流通促進機構 .....	12
リレーエッセイ⑪⑬ .....	13
日誌に見る協会の動き .....	13
月間売上統計(9月、10月) .....	14
2016 年新年賀詞交歓会のご案内 .....	14

<http://www.jva-net.or.jp/anti-ripping/>



サラリーマン 山崎シゲル  
× 日本映像ソフト協会

知っていますか?

**アンチリッピングキャンペーン DVDのリッピングは違法です!**

## ビデオレンタル店実態調査 結果報告 ～貸出数量は減少ながらも貸出料金は上昇、平均売上は前年並みに～

統計調査委員会（小野里康雄委員長（株）ポニーキャニオン）は、本年6月に実施した「ビデオレンタル店実態調査」についての結果をまとめた。本調査は、ビデオレンタル店の経営状況を年に1回調査し、その実態を継続的に把握していこうとするもので、今回で29回目となる。

前年の調査から、消費税の改正により貸出料金の調査を税抜価格に変更したが、本年調査結果は税抜価格同士での価格比較が可能となった。これによると「新作の1泊2日」「新作の2泊3日」「準新作の1週間料金」等をはじめとして新作と準新作はほぼどの料金体系においても前年の平均料金から大幅に上昇することとなった。反対に「旧作の1週間料金」はわずかながら2円の低下となった。月平均の貸出数量は2年連続で減少となったが、新作を中心とした貸出料金の上昇が売上金額の減少にブレーキをかけているとも推測できる。

本年の調査結果の抜粋を以下に報告する。なお、本調

査結果は報告書にまとめられ（A4版32頁）、会員社をはじめ回答をお寄せいただいたレンタル店、関係団体等に配布したほか、サマリーをJVAのホームページでも公開している。また、一般にも有料で頒布している。  
[http://www.jva-net.or.jp/report/shop-survey\\_2015.pdf](http://www.jva-net.or.jp/report/shop-survey_2015.pdf)

### 調査実施概要

調査対象	JVAレンタルシステム加盟のレンタルビデオ店 (ネットレンタル及び自動レンタル機器によるレンタルを除く)
調査時期	2015年6月
調査方法	郵送アンケート方式
調査対象期間	2014年6月～2015年5月の1年間
調査票送付数	2,712票
有効回答標本数	532票（有効回答率 19.6%）
調査主体	一般社団法人 日本映像ソフト協会
集計分析	株式会社 文化科学研究所

表1.各調査項目の平均値

		2015年( )内は前年比									
ビデオレンタル部門の月平均売上	総売上	524.3万円(100.9%)									
	DVD/BD	DVD			BD						
		503.1万円(100.9%)			23.7万円(100.0%)						
レンタル実施率		100.0%			96.1%						
売上対前年比別店舗数構成比	100%未満	66.0%									
	100%以上	34.0%									
平均レンタル料金(税抜価格)単位:円		平均レンタル料金(DVDとBDの区別なし)									
		新作			準新作			旧作			
		料金	前年差	回答数	料金	前年差	回答数	料金	前年差	回答数	
		当日料金	282	-1	(459)	265	+36	(125)	174*	-4	(47)
		1泊2日料金	324	+5	(494)	295*	+41	(72)	173*	-19	(24)
		2泊3日料金	377	+9	(500)	326*	+142	(60)	154*	-29	(34)
		一週間料金	456	+63	(377)	278	+17	(509)	124	-2	(514)
延滞料金	249	+10	(519)	247	+10	(513)	236	+8	(516)		
月平均貸出枚数	枚数	DVD			BD						
		32,970枚(96.2%)			1,197枚(100.5%)						
月平均仕入	金額(万円)	DVD			BD						
		192.2万円(96.8%)			11.3万円(104.6%)						
		2,107枚(128.4%)			63枚(110.5%)						
在庫	総在庫枚数	57,844枚(106.6%)									
	枚数	DVD			BD						
		56,246枚(105.7%)			1,731枚(107.9%)						
店舗面積	店舗総面積	241.8坪(98.3%)									
	レンタル部門面積	86.0坪(98.9%)									
会員数	総数	16,002人(92.7%)									
	男性	57.7%									
	女性	42.3%									

※表、グラフ、標題についてはブルーレイをBDと表記している。 \*回答数が少ないため参考値

# ビデオレンタル店実態調査

## <調査結果の概要>

### ●月平均のレンタル総売上は524.3万円。

#### 前年比100.9%と前年並み (図1)

DVDレンタルが503.1万円、ブルーレイレンタルは23.7万円という平均売上金額となった。(図3)

売上規模別店舗構成比をみると、400万円未満の店舗構成比が前年の29.1%から24.6%に4.5ポイント減少したのに対し、600万円から800万円規模の店舗構成比が14.7%から19.1%に4.4%増加。このことから月平均売上金額はほぼ前年並みとなったと考えられる。(図2)

売上の対前年比では100%前後の95~105%とする店舗が全体の6割近い59.3%だった。

### ●DVD貸出枚数は減少傾向。

#### 新作、準新作の貸出料金は上昇。

DVD貸出枚数が2013年をピークに減少傾向にあり、今年は前年比96.2%の32,970枚となった。一方、貸出金額単価をみると、新作1泊2日の平均で324円(税込350円)となり、前年より5円のプラス。そのほか、新作、準新作ともほぼすべての貸出料金体系で前年より上昇していることから、貸出枚数の減少を新作、準新作の料金の上昇で補う形となったとみられる。旧作の1週間料金は124円で2円のマイナスとなった。(図5、表1、図4)

図1. 月平均レンタル総売上金額の推移

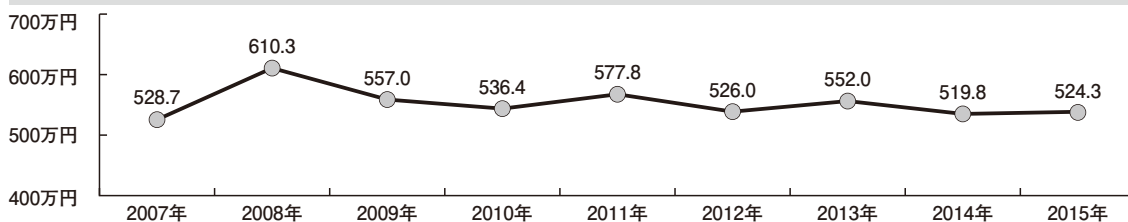


図2. 月平均レンタル総売上における売上規模別店舗数構成比

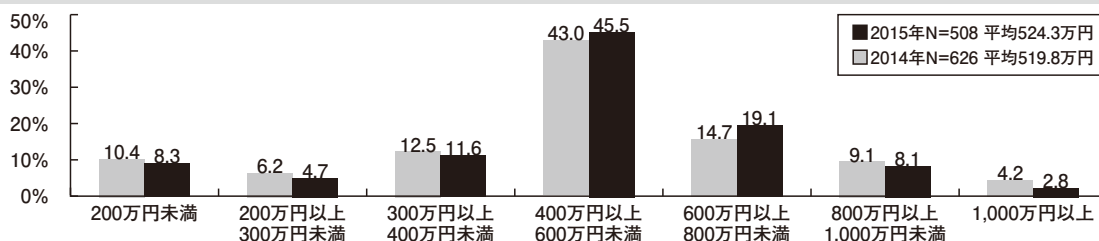


図3. メディア別の月平均レンタル売上金額の推移

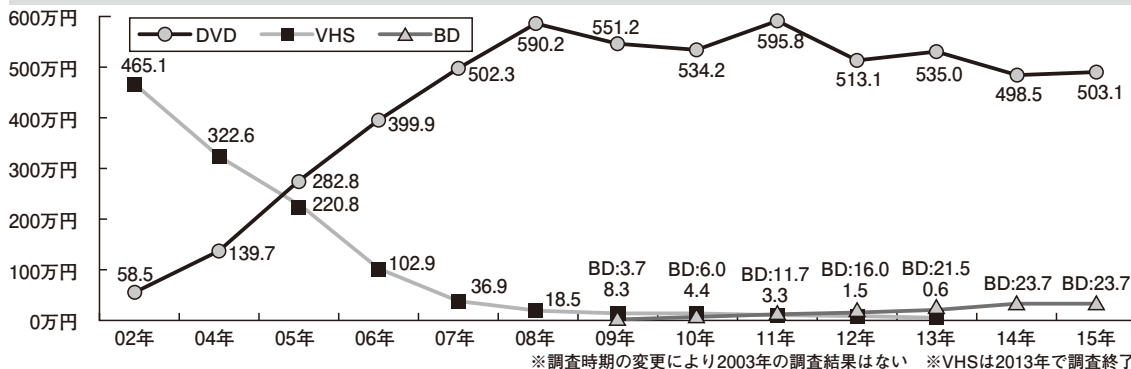
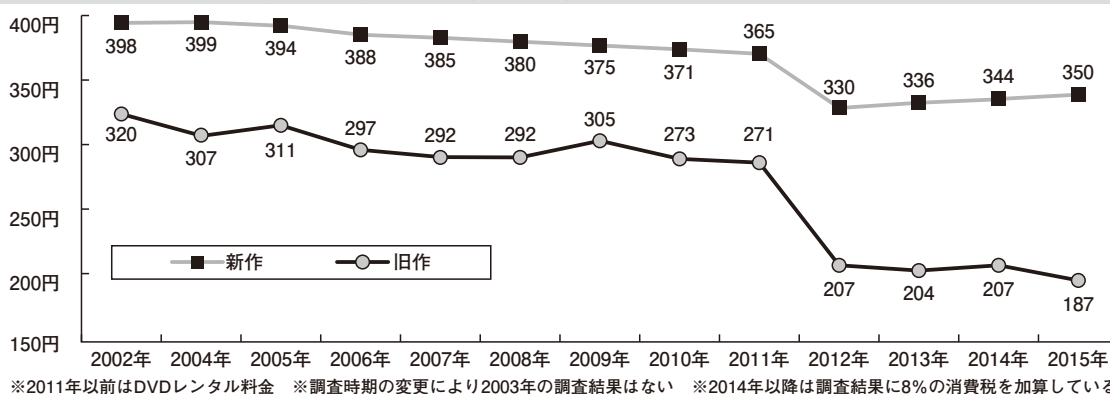


図4. 標準レンタル料金(1泊2日)の推移(税込価格)



## ●仕入の金額は減少傾向であるのに対し、枚数は増加傾向

DVDレンタルの仕入動向を見ると、月平均仕入金額は192.2万円で前年比96.8%と4年連続で減少傾向であるのに対し、月平均仕入枚数は2,107枚で前年比128.4%と、3年連続で増加傾向である。つまり、1枚あたりの仕入単価が低下していることとなる。これは、レベニューシェアリング方式を導入する店舗が大多数となってきたことが背景にあるとみられる。(図6)

## ●ブルーレイレンタルの展開は小規模のままが続く

ブルーレイレンタル実施率は96.1%で5年連続の増加となり、レンタル部分の面積規模別に見ても100坪以上の大規模店で98.1%、100坪未満の中・小規模店でも95.2%といずれも95%を超える割合で実施されている。

ブルーレイの平均在庫は1,731枚で前年比107.9%、月平均仕入枚数は63枚で同110.5%と拡大する傾向にあるが、月平

均貸出枚数は1,197枚で同100.5%、月平均売上は23.7万円で同100.0%と横ばい傾向にある。また、DVDと比較しても、在庫数で3.1%、貸出枚数で3.6%、仕入枚数で3.0%、売上金額で4.7%に留まっており、実施規模はDVDに比べるとまだ小規模に留まっている。(表1)

## ●平均会員数は減少。男女比は男性比率がやや増加

本年度の平均会員数は前年比92.7%の16,002人となり、2013年、2014年と増加傾向だったが本年は7.3%の減少となった。(図7)

会員の男女比は、これまでと同様に男性6割：女性4割といった比率に大きな変動はないが、今年度は男性比率が前年より高くなった。年齢別の会員構成比率を見ると、前年同様に40代以上の会員数比率が高まる傾向が続いており、2014年の40.7%から1.8ポイント増え42.5%となった。また50代以上の割合が21.3%と前年に続いて2割を超えた。(図8)

図5. メディア別の月平均貸出数量の推移

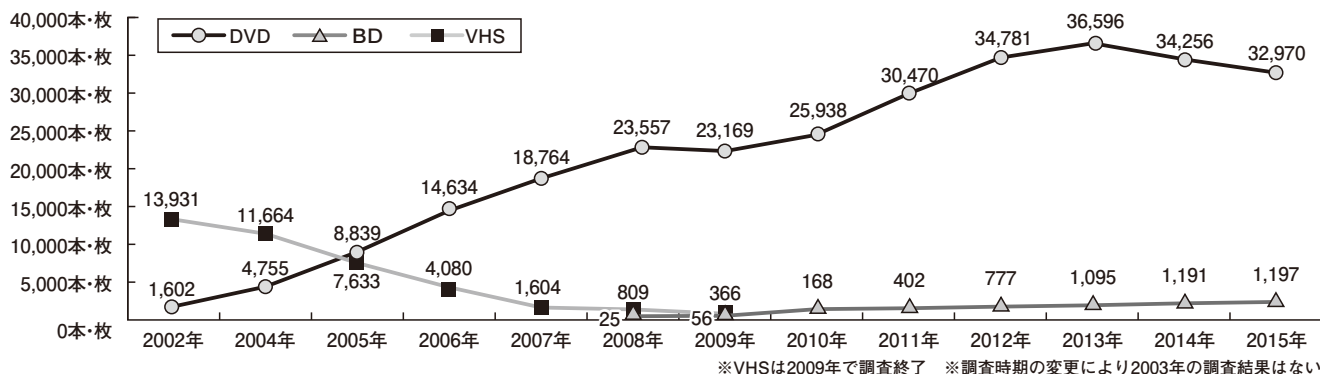


図6. 月平均仕入金額(上)と仕入枚数(下)の推移

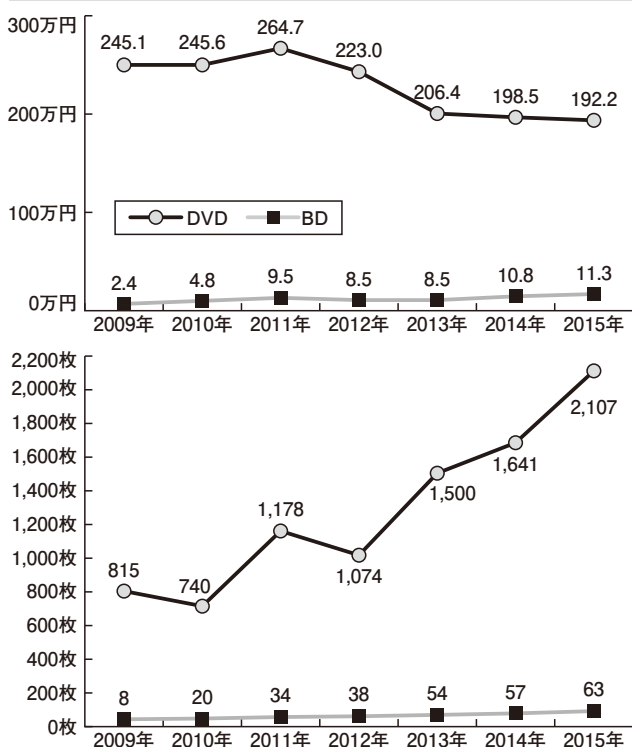


図7. 平均会員数の推移

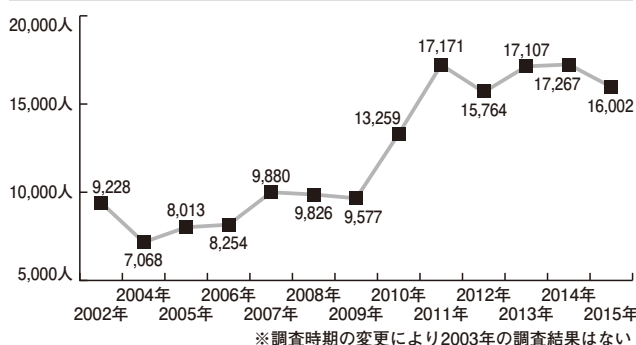
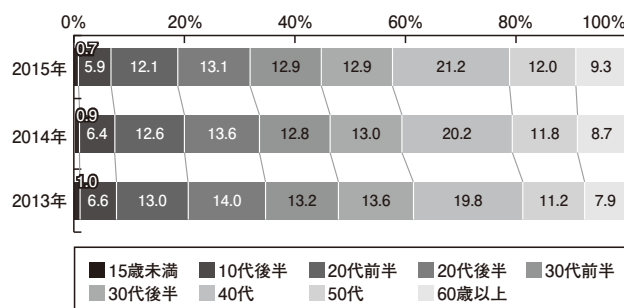


図8. 会員の年齢構成比の推移



## TPP協定大筋合意と国内法整備のための著作権法改正の動向

10月5日、TPP政府対策本部はTPP（環太平洋パートナーシップ）協定の大筋合意を受けて、その概要等の資料を公表し、10月20日に説明会を開催した。

また、文化庁では、11月4日から文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会にて国内法整備に関する審議が始まり、5項目の検討事項が提示された。

1. 著作物等の保護期間の延長
2. 著作権侵害罪の一部非親告罪化
3. 技術的手段の制度整備
4. 配信音源の二次使用への使用料請求権付与
5. 法定損害賠償又は追加的損害賠償制度

11月4日の法制・基本問題小委員会では関係団体等からのヒアリングが行われた。その時点では条文案が公開されておらず（11月5日にニュージーランド、米国で英文のテキストが公開された。）、委員からその提出を求める発言があったほか、ヒアリング出席者からは、国内法の改正は他の諸国の動向をみて行うべきとの発言も見られた。映像関係団体は、日本映画製作者連盟が、日本動画協会と当協会との連名で、1.著作物等の保護期間の延長と2.著作権侵害罪の一部非親告罪化等に関し意見を発表した。5項目に関する審議状況等は以下のとおりである。

### 1. 著作物等の保護期間（18.63条）

映画を含む著作権、実演、レコードの保護期間は次のとおりとされている。

- （1）自然人の生存期間に基づき計算される場合  
著作者の生存期間及び著作者の死後少なくとも70年
- （2）自然人の生存期間に基づき計算されない場合は次のいずれかの期間
  - (i) 権利者の許諾を得た最初の公表の年の終わりから少なくとも70年
  - (ii) 創作から25年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には創作の年の終わりから少なくとも70年

わが国の現行著作権法では、映画の著作物を除き、これらはいずれも50年となっている。そのため、保護期間を20年延長することが必要となる。

一方、映画の著作物に関しては、2003年の著作権法改正により最初の公表の年の終わりから70年とされ、未公表の場合には創作の年の終わりから70年とされている。したがって、映画の著作物についてはTPP協定のための法改正は必要がない。

しかし、2003年の著作権法改正の趣旨は、生存期間に基づき計算される場合との間で生じる生存期間分の保護期間の不均衡を是正することにあった。そうであるならば、生存期間に基づき計算される場合の保護期間を延長するならば、映画の著作物の保護期間もそれに生存期間

を加算した期間に延長する必要がある。そのため、11月4日に開催された法制・基本問題小委員会でのヒアリングにおいて、日本映画製作者連盟が、日本動画協会及び当協会を代表して映画の著作権の保護期間を公表後95年とすることを要望した。

他方、同日のヒアリングでは、他のヒアリング対象者から、著作権使用料は外国への支払の方が多くことや作品死蔵リスクが高いこと等、保護期間の延長のデメリットが指摘された。そのため、死後50年又は公表後50年の経過以前に著作権を登録することを保護期間の延長の条件とすべきとの意見も出された。

また、サンフランシスコ条約15条では、連合国及びその国民の著作物の保護期間について約10年保護期間を加算する旨の規定があり、「連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律」で戦時加算の特例が定められている。米・加・豪・新の4カ国との交換文書では、「戦時加算問題への対処のため、個別の著作権を集中管理する団体と影響を受ける権利者との間の産業界主導の対話を奨励し、歓迎する。」としている。しかし、TPP協定の協議に参加している国は連合国の一部であり、戦時加算の全面撤廃には繋がらない。11月4日の法制・基本問題小委員会では、戦時加算は保護期間30年の旧法下の条約によるものであるから、今回の延長期間に含めることができるとの意見も出された。

### 2. 著作権侵害罪の一部非親告罪化（18.77条）

わが国の著作権法では、著作権侵害罪は被害者の告訴がなければ処罰されない親告罪とされている。その趣旨は、著作権侵害行為の態様は様々であり、その可罰性の判断は被害者である著作権者等に委ねるのが相当であると考えられてきたからである。

今後、日本において著作権侵害罪が非親告罪となった場合については、コミックマーケット（コミケ）等の二次創作を対象に含めることに強い懸念が表明されているところである。

TPP協定条文案18.77条1項では、故意（wilful）による商業的規模（commercial scale）の著作物の違法な複製等（piracy）を犯罪とすべきことを定め、商業的規模とは、(a)商業的利益（commercial advantage）又は経済的利得（financial gain）を得る行為及び(b)商業的利益や経済的利得はないが、市場との関係で著作権者又は著作隣接権者の利益（interests）に実質的な（substantial）損害を与える（prejudicial）影響（impact）を有する重大な（significant）行為を含むとされている。そして、同条6項(g)で、非親告罪とする旨を定めている。したがって、非親告罪化する義務があるのは、(1)故意犯であ

ること、(2)商業規模の侵害であること、(3)違法な複製等であることの要件を充たす場合であることになる。

また、TPP政府対策本部のウェブサイトで公表されている英文のサマリー10頁では、“copyright or related rights piracy.”という表現をしていることから、海賊版に限定すべきとの考え方も表明されているところである。

当協会は、2013年10月のTPP政府対策本部の行った第4回意見募集において、原則としてすべての著作権侵害を刑事罰の対象としているわが国の著作権法119条1項と米国連邦著作権法506条とでは刑罰の対象となる行為が異なっていることを指摘した意見を提出した。

また、日本動画協会も2013年7月の第1回意見募集で非親告罪化に反対する意見を提出している。

こうしたことを踏まえ、11月4日のヒアリングでは、日本映画製作者連盟、日本動画協会および当協会の3団体意見として非親告罪化は「デッドコピーなどの極めて悪質な行為を対象とすれば充分である」との意見を述べた。

この日のヒアリングでは、権利者団体も含めて海賊版等の悪質な複製権侵害等である場合や反社会的勢力が行った侵害行為等に限定すべきであって、二次創作を対象とすべきではないとの意見が共通認識と確認された。TPP協定のリークされた条文案では、“infringement”ではなく“piracy”が刑事罰の文脈では用いられているので、協定上も適合的だとの指摘もあった（その後米国等で公開された条文も同じ）。

なお、11月11日の法制・基本問題小委員会では、メディアに複製された海賊版に限定する意見と公衆送信される海賊版を含めるべきとの意見があった。

### 3. 技術的手段の制度整備（18.68条）

著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（いわゆる「アクセスコントロール」等）を権限なく回避する行為と効果的な技術的手段を回避する装置等の製造、輸入、頒布若しくは公衆への販売若しくは貸与の申し出をする行為、又は当該手段を回避するサービスの提供等をする行為について、民事上の救済措置等及び刑事罰の対象とすることが内容となっている。

我が国においては、すでに導入済であり映像パッケージソフトに関しては特に法改正の必要はなく、回避装置の提供等についても不正競争防止法ですでに措置が設けられているものと思われる。

### 4. 配信音源の二次使用への使用料請求権付与（18-35頁脚注70）

実演及びレコードに関する世界知的所有権条約15条(1)

項では、「実演家及びレコード製作者は、商業上の目的のために発行されたレコードを放送又は公衆への伝達のために直接又は間接に利用することについて、単一の衡平な報酬を請求する権利を享有する。」と定めている。また同条(4)項では「有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置かれたレコード」を同条(1)項の商業上の目的のために発行されたものとみなすと定めている。

わが国は、この規定について「有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置かれたレコードについては、同条(1)の規定を適用しないこと。」とする留保宣言を行っている（外務省告示301号 平成14年7月12日）ため、配信音源についての二次使用料請求権は現行法上定められていない。その点について、国内法の整備が必要となるようである。

### 5. 法定損害賠償又は追加的損害賠償制度（18.74条6項、17項）

TPP協定の大筋合意では、法定損害賠償又は追加的損害賠償制度を設けることとなっている。

法定損害賠償（pre-established damages）とは、具体的な損害額の立証を要せず、法律の定める損害額を請求できる制度である。また、追加的損害賠償（additional damages）制度とは、実損額に追加した賠償を認める制度で懲罰的損害賠償を含めることができるとされている。

法定損害賠償については、11月4日のヒアリングでは、法定損害賠償の英文表記が“statutory damages”ではなく“pre-established damages”とされていることから、わが国の著作権法114条1項から3項の損害額の推定規定及び114条の5の相当な損害額の認定規定がこれに適合していると考えられるため、法改正の必要性はないのではないかと意見が出された。また、弁護士費用だけでなく調査に要する費用等を含めた法定損害額を定めることは填補賠償の考え方に沿うとの意見もあった。

また懲罰的損害賠償は我が国においては、「本件外国判決のうち、補償的損害賠償及び訴訟費用に加えて、見せしめと制裁のために被上告会社に対し懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分は、我が国の公の秩序に反するから、その効力を有しないものとしなければならない。」とする最高裁判例がある（最二小判平成9年7月11日、民集51巻6号2573頁〔萬世工業事件〕）。そのため、現状、わが国では懲罰的損害賠償制度は導入できないと解されている。

## 第348回、349回定例理事会開催報告

**第348回定例理事会**は、2015年10月6日（火）午後2時より、当協会会議室において開催された。議事の要旨は次のとおり。

決議事項

- 第1号議案 NPO法人JAVCOM No.143セミナーに対する後援名義使用承認の件…承認
- 第2号議案 2016年重要会議・行事日程の件…承認
- 第3号議案 2016年新年賀詞交歓会開催の件…承認
- 第4号議案 会員資格変更の件…承認

報告事項

1. 各分会・委員会報告について
2. 各審議会等審議状況について
3. 国立国会図書館の資料デジタル化をめぐる経緯について
4. 「柔軟な権利制限規定」をめぐる動向について
5. ビデオレンタル店実態調査報告について
6. 2015年8月度ビデオソフト売上速報について
7. 2015年8月度映像配信統計報告について
8. その他

**第349回定例理事会**は、2015年11月10日（火）午後2時より、当協会会議室において開催された。議事の要旨は次のとおり。

決議事項

- 第1号議案 「第24回ブロードバンド特別講演会」に対する共催名義使用承認の件…承認
- 第2号議案 私的録画補償金（クレーム基金戻入分他）の分配について…承認
- 第3号議案 「クールジャパン戦略推進官民連携プラットフォーム（仮称）」への加盟について…承認

報告事項

1. 各分会報告について
2. 西日本合同賀詞交歓会の開催について
3. 2016年度新入社員研修会の開催について
4. TPP協定大筋合意に伴う国内法整備に関わる要望案について
5. 各審議会等審議状況について
6. 2015年9月度のビデオソフト売上速報について
7. 2015年9月度の映像配信統計報告について
8. その他

## 2016年 重要会議・行事日程

月	理事会	総合連絡委員会	業務部会幹事会	その他
2016年1月	休会	休会	28日(木)16時30分	新年賀詞交歓会 6日(水)11:30～アルカディア市ヶ谷
2月	2日(火)14時00分	9日(火)16時00分	25日(木)16時00分	—
3月	1日(火)14時00分	8日(火)16時00分	31日(木)16時00分	—
4月	5日(火)14時00分	12日(火)16時00分	28日(木)16時00分	懇親ゴルフコンペ
5月	10日(火)14時00分	17日(火)16時00分	26日(木)16時00分	—
6月	7日(火)総会終了後	14日(火)16時00分	30日(木)16時00分	7日(火)14:00～総会
7月	5日(火)16時30分	12日(火)16時00分	休会	役員懇親会
8月	休会	休会	25日(木)16時00分	—
9月	6日(火)14時00分	13日(火)16時00分	29日(木)16時00分	秋の懇親会 (総合連絡委員会終了後)
10月	4日(火)14時00分	11日(火)16時00分	27日(木)16時00分	役員懇親ゴルフ会
11月	1日(火)14時00分	8日(火)16時00分	24日(木)16時00分	—
12月	6日(水)14時00分	13日(火)16時00分	休会	—
2017年1月	休会	休会	—	新年賀詞交歓会 6日(金)11:30～アルカディア市ヶ谷



## 私的録画補償金 精算金の分配について

私的録画補償金管理協会が2015年4月1日解散し同団体の精算処理が終了したことにより、平成26年度末における運営費残額、クレーム基金残、還付引当金残に利息を加えた分配金208,227円が当協会会員社分として私的録画著作権者協議会より入金された。

当該金額は僅少であり、かつ、過年度の引当金等の残高で構成され、私的録画補償金分配規程本則での分配方法によることに合理性が見出だせないことから、理事会の承認を経て、最終対象期間となった2012年度（2012年4月～2013年3月）分を申請いただいた7社に分配することとした。

本期間の申請社（対象期間中に当協会の正会員の資格を有し、対象著作物の権利者で、他の該当申請団体が無い（重複しない）権利者が対象）は以下のとおり。

<2012年度分（通年分）の申請受理社>

NBCユニバーサル・エンターテイメントジャパン（同）  
／ギャガ（株）／キングレコード（株）／東映ビデオ（株）／（株）パップ  
／バンダイビジュアル（株）／（株）ポニーキャニオン

## eメディア部会

### 第10回eメディアセミナー開催報告

eメディア部会では、2015年11月2日（月）に第10回定例セミナーを開催した。参加者は38名。

今回は（株）NHKエンタープライズグローバル事業本部事業開発センターデジタル・映像イノベーションシニア・エグゼクティブ・プロデューサーの小原正光氏をお迎えし、「HDRの現状と今後の展望」についてご講演いただいた。

HDRは、High Dynamic Rangeの略称で、これまでの映像技術が解像度を上げることにより進歩してきたのに対し、輝度の表現幅を広げるとともに、色域も拡張することで、実際に人間の目が受容する映像に近い映像を再現しようとする技術である。このHDR技術が生まれてきた背景をテレビ技術の進歩を振り返りながら解説いただいた。

また、HDRを提唱したDolby laboratoryが開発したDolby Visionが映画館やパッケージメディアを想定したものであるのに対し、HDR対応と未対応の受信機が混在したり、スポーツやスタジオの生中継映像と収録済み映像が混在したりする放送業界でも導入しやすいHDR技術が開発されている現状についてお話いただいた。更に、HDR映像制作時の課題、特にアーカイブ映像をHDRにレストアする際の課題なども解説いただいた。

## 中部地区レンタル店に対し 啓発キャンペーンを実施

11月16日、福井県のレンタル店を対象とした啓発キャンペーンを中部地区連絡協議会が主催し実施した。

同県については前回平成24年にキャンペーンを実施しており、調査を実施した3店全てにおいてセル用DVDのレンタル転用が確認された経緯がある。この3年間でその動向が気になる場所であったが、今回調査対象とした福井市、鯖江市、勝山市、あわら市の合計4店を調査した結果、1店においてセル用DVDのレンタル転用が確認された。この違法店1店は前回のキャンペーンでも同違法行為が確認されている福井市の大型店であったが、その転用枚数は半減していた。その他、前回調査で確認された違法店2店はこの大型店の影響を受け3年の間に廃業していた。

今回調査対象の他3店については、鯖江市の店は、個人店では県内でも最も多くの在庫を持つ店であり、店内のディスプレイも充実しその盛況さが窺えた。また、勝山市、あわら市の2店は、山間部の人口減少地域または温泉街の一角の大型店の進出がない場所で主に高齢者をユーザーとして健全な営業を行っていた。

## COPYRIGHT 著作権関連

### NMRC、JASRACとの音楽配信使用料規程で合意

当協会も参画しているNMRC（ネットワーク音楽協会）は、本年3月から、指定管理事業者であるJASRACと音楽の配信使用料のサブスクリプション規定の変更について協議を行っていたが、5月にJASRACは合意を得ずに使用料規程変更届を文化庁長官に提出した。これに対しNMRCは、著作権等管理事業法に基づき、JASRACに対し協議請求するとともに、その旨を文化庁長官に通知し、6月26日、文化庁はJASRACに対して協議開始を命じることになった。

本件のここまでの経緯については、『JVA REPORT 8月号No.171』に既報のとおりであるが、その後、NMRCはJASRACと協議を再開したものの合意には至らず、10月21日、再度NMRCは文化庁長官に対し協議再開命令の申し立てを行い、10月29日、文化庁長官はJASRACに対し協議再開命令を発することとなった。協議再開命令後の協議が合意に達しない場合には、当事者は文化庁長官の裁定を申請できることから、配信使用料協議は文化庁長官裁定を背景とする局面に移ることとなったが、そのような中、11月11日、当事者同士による使用料規程の変更についての合意が成立した。これによりJASRACは5月29日に提出した変更届を11月19日に取り下げ、今回の合意に基づく変更届を文化庁に提出することとなった。

## 2016年度新入社員合同研修会 開催のお知らせ

総務人事委員会では、来年4月に、本年に引続いて正会員社の新卒社員を対象とした新入社員合同研修会を開催する。

この研修会では、映像ソフトに係わる権利について正しい知識を持ってもらうとともに、日本の映像ソフト市場の現状や傾向について理解し今後の業務に役立ててもらおうことを狙いとしている。参加募集は、総務人事委員会と総合連絡委員会委員を通し、11月30日（月）を締切りとして行なった。日程他は下記の通り。

○第1回目/日時：2016年4月7日（木）13時～17時

○第2回目/日時：2016年4月22日（金）13時～17時

○研修内容（予定）

1. 日本の映像ソフト市場規模と近年の市場動向・特徴について
2. アメリカの映像ソフト市場について
3. 映像ソフトに関する基本的な権利（著作権）について
4. グループワーク

なお、両日とも会場はJVA会議室、研修内容は同じ。研修会後は参加者と各社総務人事担当者による懇親会を行なう。本件に関するお問合せは事務局八十河、倉橋まで。

## JVA・関西地区連・中部地区連・CDVJ 西日本合同賀詞交歓会のご案内

2016年を迎えるにあたり、映像ソフト業界関係者が一堂に集う第1回「西日本合同賀詞交歓会」をJVA・関西地区連絡協議会・中部地区連絡協議会・日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合（CDVJ）の合同主催にて開催することとなった。

これまでは、中部、関西と別々に賀詞交歓会を行なっていたが、昨今激変する市場に対してソフトメーカー、流通、ショップ各社が一堂に会し情報交換や交流・親睦を深めることでビジネスチャンスの一助になればという主旨により、合同での開催となったもの。

開催日、場所は以下のとおり。

日時 2016年1月12日（火）12時30分から14時30分

場所 ホテルグリーンプラザ大阪 アネックス6F  
大阪府大阪市北区中崎西2-15-12

会費 お一人、5,000円（会費は現地にて御精算下さい）

お問合せは、各地区連担当者または事務局八十河まで  
（TEL03-3542-4433）

# イベント

## Ultra HD Blu-ray™説明会を開催

当協会は去る9月29日（火）に、Ultra HD Blu-ray™（ウルトラ エイチディー ブルーレイ）説明会をDEGJ（デジタルエンターテインメントグループジャパン）との共同開催で当協会大会議室にて行なった。12時と15時開始の2回開催し、合わせて約80名が参加した。当日は「Ultra HD Blu-ray™の概要と今後の展開について」と題して、パナソニック(株)AVC ネットワークスカンパニー 技術本部メディアアライアンス担当部長 小塚雅之氏、アライアンスカンパニー技術本部運営企画課 技術渉外係 主幹 森美裕氏より約60分間の講演があり、その後質疑応答となった。

講演内容は以下のとおり。

1. Ultra HD Blu-ray規格の概要

Ultra HD Blu-ray試作機とHDR対応TVによる映像デモ

2. Ultra HD Blu-ray対応著作権保護技術AAC2.0の概要
3. Ultra HD Blu-rayでのコンテンツ制作
4. Ultra HD Blu-rayの意義
5. 質疑応答

当日持ち込まれた実際の4K映像を食い入るように見ながら、参加した会員社からは「制作」「営業」「ポストプロダクション」などさまざまな立場からの活発な意見や質問が出された。

資料は協会HPの会員社専用ページに掲載している。

（IDとパスワードは各社総合連絡委員又はJVA事務局まで）

[http://www.jva-net.or.jp/member\\_only/](http://www.jva-net.or.jp/member_only/)



## 「Netflixをめぐる米国の動きについて」

JVA業務部長 駒崎武一

半年ぶりのNEXTとなりました。何を話題に取り上げようかと迷いましたが、やはり9月に日本でもサービスを開始しNetflix関連の話題をまとめてみたいと思います。

まず、日本におけるNetflixの状況を推測してみます。11月12日と18日に㈱ビデオリサーチインタラクティブが、PCとスマートフォンアプリによるSVODサービスの月刊推定訪問者・利用者数を発表しました。これによるとPCからの訪問者は7月の170万人から9月は188万人と急増しました。188万人は、過去1年間の月間利用者としては最多となっていますので、Netflix効果といえそうです。しかし、Netflixの無料期間が終了し始めた10月は、166万人に減少し6月のレベルに戻っています。一方、スマートフォンアプリによるSVOD利用率は、6月から10月の間4.7%で変化を見せていません。利用回数も6月の12.3回を最高にして、9月は11.3回、10月も11.5回と大きな変化は見られていません。このことから、PCからは、一時的にNetflixが利用されたことを推測させますが、あまり定着はしていない、少なくともSVOD利用者の総体は増えていないということがいえそうです。

では、米国のNetflixの現状を見てみましょう。2015年第3四半期の有料会員数は4207万人と好調なようです。しかし、会員増加ペースは第2四半期こそ前の四半期から262万人増でしたが、第2四半期は74万人、第3四半期も88万人と100万人を割っています。

米国内でのNetflixの成長の鈍化の原因として、MVPD (Multichannel Video Programming Distributor) によるTV Everywhereが、漸く利用者に広がり始めたことと、Sling TVに見られるようなSkinny bundlesサービスやCBS All AccessやCBS GoなどのネットワークやケーブルチャンネルによるD2C (Direct to Consumer) サービスの登場があげられます。

TV Everywhereは、2009年にTime Warner Cableが実験サービスを開始したもので、家庭内ネットワークを利用してテレビ以外のデバイスでもテレビ放送やオンデマンドビデオを視聴できるようにしたものです。その後、MVPDとの契約があれば家庭内だけでなく家庭外でもインターネットを利用して視聴できるようになりました。しかし、機器の接続の問題やコンセプトが分かりにくいことから普及が遅れていましたが、漸く、今年の第2四半期になってMVPD契約者の60%がTV Everywhereを利用するようになったようです。NetflixのReed Hastings CEOは、20年後にはテレビはすべてストリーミングになると語っていましたが、最近ではTV Everywhereが最大のライバルだと考えていたと言いはじめています。それだけTV Everywhereの普及はMVPDの大きな魅力となる可能性があるのかもしれない。

Sling TVは、衛星放送のDish Networksが今年2月から開始したストリーミングサービスで、月額20ドルでESPNやCNN、AMCなど20の主要なケーブルチャンネルのライブ放送が視聴できるものです。Time Warner Cableもこれに追随し、月額19.99ドルでSTB (Set Top Box) の代わりに Roku を利用したOTTビデオの実験サービスを11月にニューヨーク市などで開始しています。さらにケーブル最大手のComcastもボストンで月額15ドルで主要ネットワークとHBOのライブ放送とライブライブラリーからのオンデマンドサービスが利用できるStream TVサービスを開始しています。これまでの有料チャンネルサービスが、実際には視聴しないようなチャンネルを多く提供して、高額な料金を徴収していると批判されていた

ことから、チャンネル数を絞って契約しやすい料金で提供し始めたわけです。また、テレビ1台に1つのSTBが必要で、1世帯平均2.6台を使用しているとされています。このSTBのレンタル料が年間平均231ドルですから、これが不要となるだけでも大きな節約です。

CBS All Accessは、昨年、CBSが始めたストリーミングサービスで、月額5.99ドルで放送と同時に視聴できるほか、放送済みの7,000近いエピソードをオンデマンドで視聴できます。HBO Nowは、今春、提供が開始されたストリーミングサービスで、月額14.99ドルで、HBOの人気ドラマを放送と同時にストリーミング視聴できるほか、ドラマや映画、ドキュメンタリー、バラエティなどのオンデマンドサービスを利用できます。このようにネットワークやケーブルチャンネルが、MVPDとの視聴契約なしに、直接、視聴者にストリーミングサービスを提供する動きは、各社に広がっており、ShowTimeやViacom (子ども向けのNoggin)、AMC (ホラー専門のShudder) などが開始しています。Netflixにはないスポーツやニュース、最新のドラマなどを提供することで、コードカットにより失われた視聴者を、自社コンテンツに引き戻そうという動きが始まったのかもしれない。

Netflixへのコンテンツの提供を再考する動きも広がりつつあります。まず、8月末にParamount PicturesとMGM、Lionsgateの配信市場向けのライセンス管理会社Epixが、Netflixとの契約を終了しました。Netflixは優先的な配信期間を要求していたようですが、Epixがこれを拒否したことから終了となったようです。これに続き、Time WarnerのJeff Bewkes CEOは、SVODサービスへのコンテンツ提供のウィンドウを、複数年空けることを検討していることを明らかにしました。その後、Time Warnerが、Huluへの出資を行うのではないかと報じられ、Netflixの株価は大きく下落しています。

しかし、これらの動きはNetflixも織り込み済みで、2016年はコンテンツ調達とオリジナル制作に50億ドルを投じるとされています。SVOD市場も交えて、良質なコンテンツの制作やそのブランディングの動きが強まる可能性も見られ始めます。Netflixでは、これまでライセンスを受けたドラマにもステーションロゴを入れませんでした。しかし、最近になってABCのいくつかのコンテンツには、メニュー画面のアイコンにもステーションロゴが入るようになり、さらにコンテンツの開始前にステーションロゴ入りの4秒間のプロモーションビデオが挿入されるようになっているそうです。ABCはD2Cよりもウェブやアプリを利用したTV Everywhereに力を入れていますので、Netflixで視聴して気に入ったドラマなどの最新作が、どこのチャンネルで放送されているかを視聴者に認知させることを重視しているようです。これが、ほかのコンテンツにも広がれば、これまでNetflixオリジナルとしてきた「House of Cards」や「Orange is New Black」などを制作したSony Pictures TelevisionやLionsgateなどにとってもブランド強化に繋がりますので、Netflixを番組や制作スタジオのプロモーション、パッケージ販売のプロモーションとしても活用できることとなります。

いずれにしても、メディア業界の予想を超えて成長したNetflixに対し、競争力を高めようとする動きと、これを積極的に活用しようとする動きが、同時に見られ始めているようです。

## 不正商品撲滅キャンペーン 『ほんと？ホント！フェア in 千葉』盛大に開催

不正商品対策協議会では、11月8日（日）に、不正商品を排除しよう！との主旨のもと、許さない！偽ブランド・海賊版・違法ダウンロード『ほんと？ホント！フェアin千葉』を、ニッケコルトンプラザ（千葉県市川市鬼高一丁目1番1号）において開催した。来場者は約1,200人だった。今回で29回目を迎える「ほんと？ホント！フェア」は、インターネットの進展と普及に伴い潜在かつ深刻化する知的財産の侵害問題をメインに取り上げ、広く一般の皆様にも知的財産の保護と不正商品の排除を訴えた。

当日は、テレビ東京系アニメ番組「妖怪ウォッチ」のテーマソング「ゲラゲラボーのうた」でブレイクした3人組ユニット“キング・クリームソーダ”の皆さんをキャンペーン隊長とする任命式や、〇×クイズ大会に加えて、「第4回 著作権を守ろう！ポスターコンクール」の表彰式が開催された。このコンクールは、著作権の保護を広くPRするために、警察庁、文部科学省の後援を頂き、全国の小学4年生から中学生を対象にポスターの募集を行なったもので、全国39校から115作品もの応募をいただいた。表彰式では、5つの入選作品を紹介した後、最優秀作品賞と優秀作品賞がそれぞれ1名ずつ発表された。表彰式に登壇した受賞者は、キング・クリームソーダの皆さんから記念品と花束を受け取ると、嬉しそうな笑顔で応えていた。

また、千葉県警察のシンボルマスコットであるシーボック、千葉県PRマスコットキャラクターのチーバくんも応援に駆け付け、来場者は、ステージで繰り広げられる様々なプログラムや、ホンモノ・ニセモノを比較する約200点の展示品やクイズラリーなどを楽しんでいた。

- ◇主催 不正商品対策協議会（ACA）
  - ◇後援 知的財産戦略本部、警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、経済産業省、千葉県警察
- 当フェアの詳細については、ホームページまで。  
(不正商品対策協議会 <http://www.aca.gr.jp/>)

(執筆：ACA事務局)



▲キャンペーン隊長のキング・クリームソーダさんと応援に駆けつけてくれたシーボックとチーバくん



◀受賞者を囲んで



▲「第4回著作権を守ろう！ポスターコンクール」入賞作品を展示



▲「〇×クイズ」の様子

## マレーシアとの関係構築

CODAは2014年度よりASEANにおける著作権普及・保護活動に向けた関係構築に取り組んでいる。この中で、2015年ASEAN議長国であるマレーシアとの活動をいくつか紹介する。

### ■「Fast Track Southeast Asia 2015」

8月11～12日、「Fast Track Southeast Asia 2015」に、MPAの招待を受け、初めて参加した。これは、MPAの関連団体であるCCP(Centre for Content Promotion)が主催し、クアラルンプール市内の商業施設「パビリオン」で開催されたイベントで、第2回目となる今回は、164人の参加者が集まった。

ASEANにおけるコンテンツビジネスの促進を目的とし、アジア各国を拠点とする映画、放送、音楽に係わる政府機関、企業、団体等が集まり、コンテンツビジネスの現況や展望を各セッションに分かれて2日間にわたり議論が行われた。新たなデジタル・ネットワーク環境を活かしたコンテンツの流通促進の在り方、アジアにおけるコンテンツの共同製作などさまざまな意見や提案があり、CODAからは、アジア地域のコンテンツ流通促進を目的に経済産業省が主催する「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット(ACBS)」の紹介と参加の募集、ACBSへ協力する「Economic Research Institute for ASEAN and EAST ASIA (ERIA)」のコンテンツ産業の発展に関する報告書からの調査結果、そして日本の放送コンテンツの海外輸出等について紹介を行った。

### ■「HASEANテレビ祭」

9月9日～12日、「HASEANテレビ祭」に後藤専務理事が登壇した。このイベントは、総務省が主催し、放送事業者間の交流を目的として、ASEAN+日本の11カ国の放送事業者をはじめ政府機関、団体から約250人の代表者を集めて開催されたもの。クアラルンプール市内のベルジャヤタイムズスクエアで開催された。

後藤専務理事は、日本の著作権侵害の現状やその対策、CODAの活動などについての講演を行ったほか、マレーシア、タイ、ベトナムのパネラーとのディスカッションも行った。各国の参加者や観客からは、CODAの権利行使活動に対して多くの質問が寄せられるなど、会場の関心を集めた。

### ■「トレーニングセミナー」

10月15日、マレーシアでは初めてとなる文化庁受託事業トレーニングセミナーをクアラルンプール市内のマレーシア知的財産公社(MyIPO: Intellectual Property Corporation of Malaysia)ボールルームで開催した。

今回のセミナーは、MyIPOの協力のもと開催され、日本側からは、日本における著作権制度の概要や日本コン



▲マレーシアで初めて開催したトレーニングセミナーの様子

テンツの魅力、著作権侵害対応等について講演を行った。またマレーシア側からは、著作権侵害取締担当政府機関である国内取引・協同組合・消費者省(MDTCC: Ministry of Domestic Trade Cooperatives and Consumerism)より、マレーシアにおける著作権侵害とその対策についてのプレゼンが行われた。

当日はMDTCCの取締担当職員、MyIPO職員を始め、各地の警察官、警察の統括機関である内務省やコンテンツ業界関係者など119人の出席者が集まった。

### ■MDTCC職員の経産省訪問

10月26日、経済産業省・模倣品海賊版対策室の招聘により、MDTCCからエンフォースメント局局长を初めとした5人が来日され、経済産業省内の会議室で、オンライン上の侵害状況や対応策などの意見交換が行われた。

「非合法ダウンロード」を議題として日本の官民の取り組みを紹介し、CODAからは民間団体としての活動や周辺対策などの詳細な説明を行った。

マレーシアでは、DVD等のコンテンツを販売する際にはMDTCCから発行される「ODL」と呼ばれるホログラムシールを貼付する必要があるが、不正な申請により海賊版DVDにもシールが貼付され販売されているケースがあることが数年来の懸案とされていることから、MDTCC、経済産業省より現状の確認がなされ、今後の対応について積極的な意見交換がなされた。

すべてのコンテンツがオンラインを通じてデジタルで配信される現在、それぞれの国が、自国のローカルコンテンツをいかに有益に世界に発信できるかが問われている。そのためにも、各国での権利保護基盤の構築が重要となっている。CODAでは、ASEAN各国との間で共通の権利保護プラットフォームを構築することで、共通認識の基に更なる連携強化が図れると考えており、これに向けての提言や活動を積極的に進めている。

(執筆: CODA事務局)



# リレーエッセイ 116

東映ビデオ(株) 加藤 和夫 氏からのご紹介

●佐藤 公彦 氏(東洋レコーディング(株) 代表取締役社長)

## 「ラーメン二郎とボンボン物語」

はじめまして、去年の4月に父の会社を継いだ、東洋レコーディングの佐藤公彦です。2代目です。つまりボンボンな訳ですが、お客様と社員に支えられ、なんとか社長になれた今、ひしひしと責務の重さ感じております。

さて通常2代目3代目等々、われわれボンボンはボンボンである事を隠したがりです。いろいろと観察すると、とても優しく、温室育ち、打たれ弱く等々、僕もまさに、そんな感じですよ。(もしボンボンの方で、失礼があればごめんなさい)今まで僕も2代目と言う事を隠していましたが、ある日突然、包み隠さず、全面に出しても良いのでは?と思ってしまうました。そこでダイナマイトボンボンという役職を作り、名刺に英語表記で、DynamiteBonBonと記載しました。そして子会社の名刺へ印刷すると、なんとこれが、しっくりとくるではありませんか!!! だいたいそんな名刺を配ると皆さんビックリされて笑ってくれるのですが、この間、自民党のある先生へお渡ししたら笑顔で固まってしまって、数秒後の苦笑となり、約2割位の方は反応に困ってしまうので、相手を見て渡すようにしなければと思いました。

そんな僕の趣味としては、ゴルフ、麻雀、釣り、料理、ギターなど、広く浅く適当にですが、何よりも熱い情熱を捧げているのが、ラーメン二郎です。

皆さん、ラーメン二郎はご存知ですか? 野菜マシマシ、ニンニク、油、からめ、、、謎の呪文を唱える大盛りラーメン屋さんです。僕の二郎デビューは入社してからでした。営業の途中行列が凄く、最初はスルーしていたラーメン二郎本店は三田の慶応義塾大学の前にあります。おやっさんと言われていて、山田氏。とびきりの笑顔と謎のトークで、われわれ二郎大好きな信者、通称ジロリアンを虜にする神様です。ジロリアンは全国に40弱あるお店を次々と回って行き、最後は、やはり、三田本店のおやっさんの元へ戻っていく巡礼者です。

さて初めて並んだ時の事ですが、緊張感ハンパありません。仕事では出ない謎のモチベーションとパワーを使い、インターネットで何度何度も予習、練習をして臨みます。それは謎の呪文の反応のしかた、つまり無料トッピングの答え方です。お店によって、味、量、呪文を言うタイミングは若干変わってきますが、基本は同じです。必死に練習し挑んだ当日土曜の朝10時、並びは25人くらいでしょうか? 10時こんなに並んでいるなんて、凄い人気です。1時間もしないうちに店内で、食券を買います。普通のラーメンの3倍の量の小ラーメン、謎にベトベトしている食券、ラーメン二郎特有の大量の油がしみ込んでいて取れない感じです。しばらくするとラーメンの大きさを聞かれます。麺少な目でと答えました。着席し5分位心臓バクバクで待っていると、例の呪文タイムです。ニンニク入れますか? と聞かれます。ここで無料トッピングを答えます。(初心者にありがちなのが、ただでさえ量の多いラーメンに大量の無料トッピングをして残してしまう事、ダラダラ食べる事、これはマナー違反です。自分のお腹にあった量を注文をして食べる事が大切です。)いざ着丼した丼ぶりからは大量のスープが決壊してテーブルが大変な事になっている中、山の様な野菜をかき分け下から麺を素早く野菜の上にあげる。麺がスープを吸って狂暴化(デロデロ)になってしまわない様に天地返しという技を駆使します。トロトロの豚は通称、神豚と言われる大当たりの日で、10分以内で食べる事がスマートなジロリアン、量が多すぎて大変でしたが大満足の初二郎でした。

二郎愛の気持ちを忘れずに仕事に趣味に邁進して行きたいと思います。二郎に行きたい方、レクチャーさせていただきますので、その際はお声掛け下さいませ。乱文乱筆大変失礼致しました。今後ともジロリアンボンボン佐藤公彦として皆様感謝しながら精進して参りたいと思います。

最後まで読んで頂き有難うございました。

### ▼日誌に見る協会の動き

#### 【10月】

- 6日 定例理事会
- 7日 マーケティング委員会
- 8日 消費者委員会
- 9日 著作権部会  
業務使用対策委員会
- 13日 総合連絡委員会
- 15日 関東管区警察学校講師派遣
- 21日 役員懇親ゴルフ大会
- 28日 警察大学校講師派遣

- 29日 ユーザー動向調査DEG合同会議  
業務部会幹事会  
「映像資料のデジタル化及び  
利用に係わる関係者協議会」参加
- 30日 ACAフェアスタッフミーティング

#### 【11月】

- 2日 eメディア部会定例セミナー
- 4日 マーケティング委員会
- 6日 マーケティング委員会懇親ゴルフ会
- 8日 不正商品対策協議会  
「ほん? ホント!フェアin千葉」

- 10日 定例理事会
- 12日 ユーザー動向調査DEG合同会議  
関西地区連絡協議会総会
- 13日 業務使用対策委員会
- 16-17日 中部地区連絡協議会啓発キャンペーン
- 17日 総合連絡委員会  
音楽著作権管理者養成講座  
講師派遣
- 25日 総務人事委員会
- 26日 業務部会幹事会
- 27日 東北地区連絡協議会総会

# 統計

## 2015年9月度

	9 月 実 績 (金額単位:百万円 数量単位:千本・千枚)								1 月 ~ 9 月 の 累 計								
	金額	構成比	前年 同月比	数量	構成比	前年 同月比	新作数	前年 同月比	売上金額の 増減社数	金額	構成比	前年 同期比	数量	構成比	前年 同期比	新作数	前年 同期比
販売用	4,934	50.1%	75.8%	1,592	37.4%	63.5%	464	78.4%	増減 13社 18社 2社	51,826	57.9%	86.4%	17,120	45.3%	79.0%	4,327	98.1%
レンタル店用	4,806	48.8%	107.0%	2,634	61.8%	108.2%	453	88.6%		36,988	41.3%	90.1%	20,254	53.6%	105.9%	3,876	92.5%
業務用	100	1.0%	147.1%	34	0.8%	233.2%	11	28.9%		707	0.8%	105.2%	439	1.2%	182.3%	294	101.7%
DVDビデオ	9,840	55.5%	88.9%	4,261	74.2%	86.0%	928	81.3%	増減 18社 10社 5社	89,521	58.1%	88.0%	37,813	73.0%	92.1%	8,497	95.6%
販売用	7,557	95.6%	127.5%	1,244	84.1%	108.4%	248	91.2%		61,660	95.6%	97.6%	12,423	89.0%	88.2%	2,314	95.0%
レンタル店用	327	4.1%	110.5%	230	15.6%	181.2%	18	69.2%		2,661	4.1%	77.4%	1,484	10.6%	104.6%	189	79.7%
業務用	19	0.2%	1900.0%	4	0.3%	861.8%	0	-	202	0.3%	459.1%	54	0.4%	436.3%	1	20.0%	
ブルーレイ	7,903	44.5%	127.0%	1,479	25.8%	115.9%	266	89.3%	64,523	41.9%	96.8%	13,962	27.0%	90.0%	2,504	93.5%	
合 計	17,743	100.0%	102.6%	5,739	100.0%	92.1%	1,194	83.0%	154,044	100.0%	91.5%	51,775	100.0%	91.5%	11,001	95.1%	

◎今月の売上報告社数……33社(\*前年同月の報告社数:32社) 無回答社……1社 ◎売上金額の増減社数……前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合  
◎DVDビデオおよびブルーレイの新作数の「業務用」には不明分を含む。また「レベニューシェアリング」用の作品数は新作数の合計値から除いている。  
◎累計値には、1月~6月の数字として、2015年上半期調査の数字を用いている。

## 2015年10月度

	10 月 実 績 (金額単位:百万円 数量単位:千本・千枚)								1 月 ~ 10 月 の 累 計								
	金額	構成比	前年 同月比	数量	構成比	前年 同月比	新作数	前年 同月比	売上金額の 増減社数	金額	構成比	前年 同期比	数量	構成比	前年 同期比	新作数	前年 同期比
販売用	4,943	51.5%	95.4%	1,621	39.5%	93.0%	397	82.0%	増減 16社 15社 2社	56,769	57.3%	87.2%	18,741	44.7%	80.0%	4,724	96.5%
レンタル店用	4,582	47.7%	99.6%	2,465	60.1%	103.8%	273	60.1%		41,570	41.9%	91.1%	22,719	54.2%	105.6%	4,149	89.3%
業務用	72	0.7%	146.7%	15	0.4%	118.3%	29	207.1%		779	0.8%	108.0%	455	1.1%	179.0%	323	106.6%
DVDビデオ	9,596	57.8%	97.6%	4,102	72.2%	99.3%	699	73.4%	増減 16社 13社 4社	99,117	58.1%	88.9%	41,915	72.9%	92.8%	9,196	93.4%
販売用	6,617	94.4%	96.5%	1,396	88.2%	101.9%	267	101.9%		68,277	95.4%	97.5%	13,819	88.9%	89.4%	2,581	95.7%
レンタル店用	385	5.5%	144.7%	184	11.6%	111.9%	18	69.2%		3,046	4.3%	82.2%	1,668	10.7%	105.3%	207	78.7%
業務用	11	0.2%	183.3%	2	0.1%	126.5%	0	-	213	0.3%	426.0%	56	0.4%	398.2%	1	20.0%	
ブルーレイ	7,013	42.2%	98.4%	1,581	27.8%	103.0%	285	99.0%	71,536	41.9%	97.0%	15,543	27.1%	91.1%	2,789	94.1%	
合 計	16,609	100.0%	98.0%	5,684	100.0%	100.3%	984	79.4%	170,653	100.0%	92.1%	57,458	100.0%	92.3%	11,985	93.6%	

◎今月の売上報告社数……33社(\*前年同月の報告社数:32社) 無回答社……1社 ◎売上金額の増減社数……前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合  
◎DVDビデオおよびブルーレイの新作数の「業務用」には不明分を含む。また「レベニューシェアリング」用の作品数は新作数の合計値から除いている。  
◎累計値には、1月~6月の数字として、2015年上半期調査の数字を用いている。

## 2016 年新年賀詞交歓会開催のご案内

毎年恒例のJVA新年賀詞交歓会を下の日程で開催いたします。会員社の皆様へは総合連絡委員の方を窓口にて、関係各位にはご招待状を送付して既にご案内しておりますが、申込みがまだの方がいらっしゃいましたら、恐れ入りますが管理部伊藤までご連絡いただけますようお願い申し上げます。(TEL03-3542-4433)

2016年も新年の門出を皆様とご一緒に迎えたく存じます。ご来場をお待ちしております。

日 時 2016年1月6日(水) 午前11時30分開宴  
(開場は11時より)

場 所 アルカディア市ヶ谷(私学会館)  
東京都千代田区九段北4-2-25  
TEL 03-3261-9921(代)

URL <http://www.arcadia-jp.org/>

会 費 お一人様 1万円(ご招待者は除く)

※なお、事前のお申込みがない場合にはご入場をお断りさせていただく場合がありますのでご了承ください。

地下鉄 有楽町線・南北線 市ヶ谷駅(1またはA1出口)から徒歩2分  
地下鉄 新宿線 市ヶ谷駅(A1またはA4出口)から徒歩2分  
JR中央線(各駅停車) 市ヶ谷駅から徒歩2分



# 一般社団法人 日本映像ソフト協会

会員社名(五十音順) 2015年12月1日現在

## ■ 正会員(32社)

アスミック・エース(株)  
(株)アミューズ  
ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)  
エイベックス・ピクチャーズ(株)  
(株)エスピーオー  
(株)NHK エンタープライズ  
NBC ユニバーサル・エンターテイメントジャパン(同)  
(株)KADOKAWA  
ギャガ(株)  
キングレコード(株)  
(株)JVC ケンウッド・ピクチャーエンターテイメント  
(株)小学館  
松竹(株)  
(株)ソニー・ピクチャーズエンターテイメント  
(株)ソニー・ミュージックエンターテイメント  
(株)第一興商  
TC エンターテイメント(株)  
東映ビデオ(株)  
東宝(株)  
東宝東和(株)  
(株)東北新社  
20世紀フォックス  
ホームエンターテイメントジャパン(株)  
日活(株)  
(株)博報堂 DY ミュージック & ピクチャーズ  
(株)バップ  
(株)ハピネット  
パラマウント ジャパン(同)  
バンダイビジュアル(株)  
(株)ポニーキャニオン  
ユニバーサルミュージック(同)  
(株)よしもとアール・アンド・シー  
ワーナーエンターテイメントジャパン(株)

## ■ 協賛会員(20社)

(株)アニプレックス  
(株)一丸堂印刷所  
(株)IMAGICA  
エイベックス・ミュージック・クリエイティヴ(株)  
カルチュア・エンターテインメント(株)  
(株)キュー・テック  
(株)金羊社  
(株)ケンメディア  
(株)ジャパン・ディストリビューション  
システム  
(株)星光堂  
ソニー PCL (株)  
大日本印刷(株)  
東芝デジタルフロンティア(株)  
東洋レコーディング(株)  
(株)徳間ジャパンコミュニケーションズ  
日本出版販売(株)  
日本レコードセンター(株)  
(株)富士フィルムメディアクレスト  
(株)ムービーマネジメントカンパニー  
メモリーテック(株)